

協議第 4 1 号 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 5 月 2 7 日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松 岡 一 俊

一部事務組合等の取扱いについて

- 1 . 次の一部事務組合の取扱いについては、合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
  - (1) 熊本県市町村職員退職手当組合
  - (2) 熊本県市町村自治会館管理組合
  - (3) 熊本県市町村非常勤職員公務災害補償組合
  - (4) 熊本県市町村交通災害共済組合
  - (5) 熊本県消防補償等組合
  - (6) 菊池養生園保健組合
  - (7) 菊池台地総合土地改良事業組合
  - (8) 菊池南部清掃組合ただし、(1)～(5)の組合については、平成 1 6 年 1 0 月 1 日に熊本県市町村総合事務組合として統合予定であるため、統合された場合には、当該組合に加入するものとする。
- 2 . 菊池広域行政事務組合、菊池消防組合及び矢護川地区簡易水道組合については、当該組合の規約改正等の状況を踏まえ、合併までに調整する。
- 3 . 菊池広域連合については、合併の日の前日をもって当該広域連合を脱退し、新市において合併の日に当該広域連合に加入する。
- 4 . 事務委託の取扱いについては、次のとおりとする。
  - (1) 熊本県への公平委員会の事務委託については、合併の日の前日をもって当該委託を廃止し、新市において公平委員会を設置する。
  - (2) 菊陽町、合志町、泗水町、旭志村及び長陽村と大津町との間の旧大津町外 5 ケ町村山林原野組合の地上権設定地の管理処分に関する事務委託及び菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業に係る事務委託については、合併の日の前日をもって当該委託を廃止し、新市において合併の日に現行事務委託の内容により、規約を締結する。

平成 1 6 年 6 月 2 4 日 確認

協議第41号 一部事務組合等の取扱いについて 参考資料1

菊池北部四市町村合併協議会

項目	部会	組合等名称 設立等年月日	共同処理する事務	加入現況					調整の具体的内容
				菊池市	七城町	旭志村	泗水町	他加入団体	
一部事務組合	総務	熊本県市町村職員退職手当組合 S.35.4.1	加入市町村の職員に対する退職手当に関する事務					他県下市町村一部事務組合等	合併の日の前日をもって当該組合を脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
		熊本県市町村自治会館管理組合 S29.3.31	熊本県内市町村の共有にかかる熊本県市町村自治会館の設置・管理・運営に関する事務					他県下市町村	
		熊本県市町村非常勤職員公務災害補償組合 S47.3.18	熊本県市町村の非常勤職員の公務災害（負傷、疾病、廃疾又は死亡）に対する地方公務員災害補償法第25条に係る補償に関する事務					他県下市町村一部事務組合等	
		熊本県市町村交通災害共済組合 S45.2.15	交通災害共済金の給付に関する事務（交通災害見舞金）					他県下市町村	
		熊本県消防補償等組合 S27.12.5	消防団員の公務上の災害補償、退職報奨金の給付事務 消防・水防・救急等協力者等の災害補償の給付事務					玉名市・牛深市・山鹿市・宇土市・外県下全町村	
	保健衛生	菊池養生園保健組合 S50.4.1	医療法に基づく診療所の設置並びに管理運営 健康管理センター及び附属施設の設置並びに管理運営 結核健康診断車の設置並びに管理運営					合志町、西合志町	
		菊池南部清掃組合 S41.8.6	ゴミ及びし尿の処理処分に関する事務					菊陽町、大津町、合志町、西合志町	
産業	菊池台地総合土地改良事業組合 S49.3.26	菊池台地総合土地改良事業の企画調整、施行並びに国・県営菊池台地総合土地改良事業の施行に係る事務の受託施行に関する事。					山鹿市、菊鹿町、鹿本町、鹿央町、植木町、大津町、合志町、西合志町		

協議第41号 一部事務組合等の取扱いについて 参考資料1

菊池北部四市町村合併協議会

項目	部会	組合等名称 設立等年月日	共同処理する事務	加入現況					調整の具体的内容
				菊池市	七城町	旭志村	泗水町	他加入団体	
一部事務組合	総務・福祉・保健衛生	菊池広域行政事務組合 S49.7.12	特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する事務					無	当該組合の規約改正等の状況を踏まえ、合併までに調整する。
			し尿処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 消防に関する事務（消防団及び消防水利施設に関する事務を除く）					無	
	総務	菊池消防組合 H6.4.1	消防に関する事務					菊陽町、大津町、合志町、西合志町	
	建設	矢護川地区簡易水道組合 S31.11.21	簡易水道事業に関する事務					大津町	
広域連合	総務・企画財政・福祉・保健衛生	菊池広域連合 H10.7.1	関係市町村の一体的整備に係る調査研究及び連絡調整に関すること 菊池広域市町村圏計画の策定及び同計画の実施に必要な連絡調整に関すること 広域行政体制の整備に関すること 関係市町村職員等の集合研修に関すること 墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬場の設置、管理及び運営に関すること し尿処理施設（菊池広域行政事務組合及び菊池南部清掃組合が設置、管理及び運営しているものを除く。）の設置、管理及び運営に関すること 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置、運営に関すること					大津町、菊陽町、合志町、西合志町	合併の日の前日をもって当該広域連合を脱退し、新市において合併の日に当該広域連合に加入する。

協議第41号 一部事務組合等の取扱いについて 参考資料1

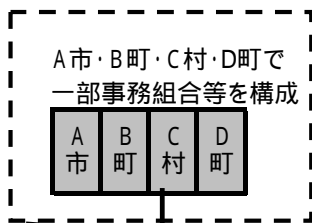
菊池北部四市町村合併協議会

項目	部会	組合等名称 設立等年月日	共同処理する事務	加入現況					調整の具体的内容
				菊池市	七城町	旭志村	泗水町	他加入団体	
事務の委託	総務	熊本県への公平委員会 事務委託 H35.4.1	公平委員会の事務					他団体有り	合併の日の前日をもって当該委託を廃止し、新市において公平委員会を設置する。
		菊陽町、合志町、泗水町、旭志村及び長陽村と大津町との間の旧大津町外5ヶ町村山林原野組合の地上権設定地の管理処分に関する事務委託 S44.4.1	旧大津町外5ヶ町村山林原野組合の地上権設定地の管理処分に関する事務					大津町、菊陽町、合志町、長陽村	合併の日の前日をもって当該委託を廃止し、新市において合併の日に現行事務委託の内容により、規約を締結する。
	産業	菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業に係る事務委託 H12.10.2	国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）に係る事務委託 管理体制整備の推進活動事業事務 管理体制の整備・強化に対する支援事業事務 上記事業に関する国庫補助金及び県補助金の受け入れ及び支出事務					山鹿市、菊鹿町、鹿本町、鹿央町、植木町、大津町、合志町、西合志町	

調整の必要性

1市2町1村が新設(対等)合併を行い、新市の設置があった場合には、現在の各市町村の法人格は消滅することになる。  
 このため、1市2町1村又は、この内いずれかの市町村が他の市町村と地方自治法に基づき設置している一部事務組合等について、当該一部事務組合等を構成する市町村と、脱退・加入、その他共同処理する事務などについて協議をする必要がある。

一部事務組合等の取扱い Aパターン  
 (菊池広域行政事務組合)



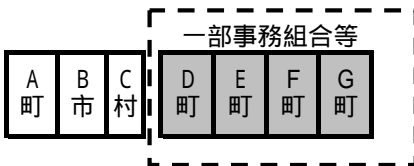
A市・B町・C村・D町が合併し、E市を設置



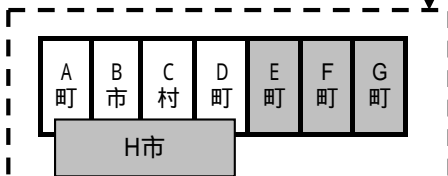
消滅

構成団体が、なくなるため一部事務組合等は、消滅するので、事務をE市で処理することになる  
 財産がある場合は、E市に引き継ぐ

一部事務組合等の取扱い Bパターン  
 (菊池南部清掃組合、菊池消防組合)



合併日に法人格が消滅するのでD町は合併日の前日に脱退する



一部事務組合等

A町・B市・C村・D町を廃し、H市を設置  
 H市として一部事務組合に加入

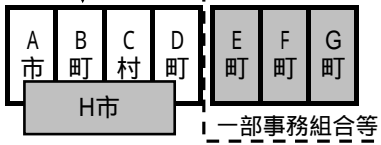
一部事務組合等の取扱い Cパターン

(菊池広域連合、菊池養生園保健組合、熊本県市町村職員退職手当組合・熊本県市町村自治会館管理組合・熊本県市町村非常勤職員公務災害補償組合・熊本県市町村交通災害共済組合・熊本県消防補償等組合・菊池台地総合土地改良事業組合、矢護川地区簡易水道組合)

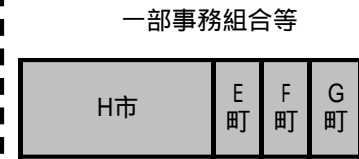
A市・B町・C村・D町・E町・F町・G町で一部事務組合等を構成



合併日に法人格が消滅するのでA市・B町・C村・D町は合併日の前日に脱退する



合併によりA市・B町・C村・D町を廃し、H市を設置



必要なら合併日にH市として加入する

菊池市との国営造成施設管理体制整備促進事業に係る事務委託等についても、これに準じて新市で処理する

## 一部事務組合等に関する法令（抜粋）

### 地方自治法（抄）

#### （組合の種類及び設置）

第 2 8 4 条 地方公共団体の組合は、**一部事務組合**、**広域連合**、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第 6 項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、**一部事務組合**を設けることができる。（以下省略）

3 普通地方公共団体及び特別区は、その事務で広域にわたり処理することが適当であると認めるものに関し、広域にわたる総合的な計画（以下「広域計画」という。）を作成し、その事務の管理及び執行について広域計画の実施のために必要な連絡調整を図り、並びにこれらの事務の一部を広域にわたり総合かつ計画的に処理するため、その協議により規約を定め、前項の例により、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て、**広域連合**を設けることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

（第 4 項～第 6 項 省略）

#### 一部事務組合

#### （組織、事務及び規約の変更）

第 2 8 6 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。（以下省略）

#### 広域連合

#### （組織、事務及び規約の変更）

第 2 9 1 条の 3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。（以下省略）

#### 事務の委託

#### （事務の委託）

第 2 5 2 条の 1 4 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。（以下省略）

#### 公平委員会【地方公務員法】

#### （人事委員会又は公平委員会の設置）

第 7 条 （第 1 項、第 2 項省略）

3 人口 1 5 万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。